

## 第5期中山間地域等直接支払制度における第4期からの主な変更点について

### 1 体制整備単価の要件の変更

協定に定める活動として、農業生産活動の維持を継続するための活動（例：耕作放棄地の発生防止・水路や農道の管理等）や多面的機能を増進する活動（例：周辺林地の管理・景観作物の作付等）に加えて、集落の体制整備のための前向きな活動を行う場合、体制整備単価が適用され、交付金の単価10割の交付を受けることができます。第4期までは、3種類の要件（A要件・B要件・C要件）から1つを選択し活動することが要件となっていました。

集落協定の場合、第5期の体制整備単価については、「集落戦略」を作成することが要件となります。

集落戦略とは、協定内で農業や集落の維持を図るために協定参加者が地域の将来や農地をどのように引き継いでいくかについて、参加者同士による話し合いによって決定するものです。

個別協定の場合、4期対策に引き続き、第5対策期間内（令和6年度）までに利用権設定や農作業受委託契約をしている場合は、体制整備単価の適用となります。

自作地を含む場合は、一団の農用地（1ha以上）すべてを耕作しており、3ha以上の経営規模を有していることと、利用権設定や農作業受委託契約をしている面積が第5期協定認定時において、協定用農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれかの多い方の面積以上増加することが要件となります。

### 2 加算措置について

基礎単価や体制整備単価に関する活動に加えて、地域農業の維持・発展に資する一定の取り組みを行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。第4期までは、「集落連携・機能維持加算」、「超急傾斜農地保全管理加算」、「地域営農体制緊急支援試行加算」が実施されていました。

第5期の加算措置については、協定参加者の減少や高齢化、担い手不足といった中山間地域等が抱える課題に対応し、農業生産活動の継続に向けたより前向きな取組への支援を強化するため、「地域営農体制緊急支援試行加算」を再編し、「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」を新設するとともに、「集落連携・機能維持加算」を「集落協定広域化加算」と改称し、内容を拡充しました。また、認定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援するため、「棚田地域振興活動加算」が新設されました。なお、「超急傾斜農地保全管理加算」は引き続き実施されます。

### 3 交付金の返還について

協定期間中に農業生産活動等が行われなくなった場合等、交付金の要件を満たさなくなったときは、原則として協定の認定年度に遡って交付された交付金を返還していただくこととなります。第4期までは、原則として全協定農用地に対する交付金全額を返還していただくことになっていました。

第5期より、返還の対象となる農地は、農業生産活動等が行われなくなった場合等要件を満たさなくなった当該農用地に限定されることになりました。ただし、協定全体で達成すべき交付金の要件が達成されなかった場合には、全協定農用地を対象として交付金を返還していただくこととなります。



## 第5期中山間地域等直接支払制度における集落協定・個別協定締結の要件

### 1 集落協定及び個別協定とは

中山間地域等直接支払制度において交付金の交付対象者となるのは、複数の農業者等によって締結された集落協定に参加している方か、認定農業者等が地権者から利用権設定等を受けるかたちで締結する個別協定に参加している方となります。

### 2 協定締結のための条件

それぞれの協定を締結するためには以下の要件があります。

#### ① 集落協定

- A 5年間以上継続して農業生産活動を行う農業者等によって組織されること
- B 対象農用地（維持管理をしているものに限る）の面積が合計1ha以上であること
- C 複数の農業者等によって組織されていること

#### ② 個別協定

- A 5年間以上継続して農業生産活動を行う農業者等によって組織されること
- B 対象農用地は利用権設定や農作業受委託契約をしている土地。  
又、自作地を対象とする場合は、一団の農用地（1ha以上）すべてを耕作している  
おり、3ha以上の経営規模を有していること。
- C 認定農業者等の認定を受けていること（認定農業者、認定新規就農者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）

### 3 その他

超急傾斜農地保全管理加算以外の加算措置については、加算の性質上集落協定のみが対象となり、個別協定は対象となりません。

## 第5期中山間地域等直接支払制度における交付金の使途について

### 1 交付金の使途について

交付金は、計画書等に定めた営農活動等を達成するものであれば、地域の実情に応じた幅広い使途に活用することができます。また、個人配分として協定参加者に対して直接支払うことができます。

ただし、使途については事前に協定参加者の話し合いによって了解を得た上で、協定書に記載しておく必要があります。

### 2 交付金の使途の根拠資料について

交付金の使途について、収支報告書や実績報告書を提出する際に交付金の目的に合致した使途となっているか根拠となる資料が必要となります。交付金を支払った場合には、必ず領収書を受け取り、保存してください。支払いの相手方が個人の場合でも同様です。また、領収書には必ずその使途や内容を細かく記載するか、内容がわかる資料を添付するようになしてください。

## 第5期中山間地域等直接支払制度における体制整備単価について

### 1 体制整備単価とは

協定に定める活動内容が、農業生産活動の維持を継続するための活動（例：耕作放棄地の発生防止・水路や農道の管理等）や多面的機能を増進する活動（例：周辺林地の管理・景観作物の作付等）のみの場合、交付金の支給は基礎単価が適用され、交付金の単価のうち8割が交付されます。

これらの活動に加えて、集落の体制整備のための前向きな活動を行う場合、体制整備単価が適用され、交付金の単価10割の交付を受けることができます。

### 2 これまで（第4期）の体制整備単価について

第4期の体制整備単価の適用については、下記の3つの要件の中から1つを選択し活動することが条件となっていました。

- ① 農業生産性の向上（A要件）例：機械の共同利用・担い手への農地集積等
- ② 女性・若者等の参画を得た取組（B要件）
- ③ 団体的かつ持続可能な体制整備（C要件）

### 3 第5期の体制整備単価について【集落協定の場合】

第5期の体制整備単価の適用については、「集落戦略」を作成することが要件となります。

集落戦略とは、協定内で農業や集落の維持を図るために協定参加者が地域の将来や農地をどのように引き継いでいくかについて、参加者同士による話し合いによって決定するものです。6～10年後の協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、維持すべき農用地を明確化し、その農用地の維持や担い手の確保の手法について協定内で合意形成を図ることを目的とします。

具体的には、以下の内容について話し合いによって合意形成を図ることとされています。

- ① 協定農用地の将来像
- ② 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
- ③ 集落の現状を踏まえた対策の方向性
- ④ 具体的な対策に向けた検討
- ⑤ 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
- ⑥ 農業生産活動等の継続のための支援体制

また、集落戦略の作成に当たっては、以下のような内容が確認できる地図を活用することとされています。

- ① 対象農用地一筆ごとの農業者の就農状況・後継者の確保状況
- ② 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲・位置
- ③ 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
- ④ その他将来にわたり適正に協定農用地を保全するために必要となる事項に関する範囲



## 第5期中山間地域等直接支払制度における集落戦略について

### 1 集落戦略とは

第5期中山間地域等直接支払制度における集落協定について、体制整備単価の適用を受けるために必要となるのが集落戦略です。集落戦略とは、協定内で農業や集落の維持を図るために、協定参加者が地域の将来や農地をどのように引き継いでいくかについて、参加者同士による話し合いによって決定するものです。6～10年後の協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、維持すべき農用地を明確化し、その農用地の維持や担い手の確保の手法について協定内で合意形成を図ることを目的とします。

### 2 具体的な活動内容

「別紙様式2 農用地の内訳等及び集落戦略」内の農用地一覧右側の「(2) 集落戦略」欄について、農用地一筆ごとに該当する項目を選択し記載してください。また「2. 集落戦略」について、集落全体の将来像について該当する項目を選択して記載してください。

また、以下のような内容が確認できる地図を作成する必要があります。

- ①対象農用地一筆ごとの農業者の就農状況・後継者の確保状況
  - ②農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲・位置
  - ③農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
  - ④その他将来にわたり適正に協定農用地を保全するために必要となる事項に関する範囲
- 加えて、集落戦略の作成にあたっては参加者同士による話し合いによることとなります。話し合いを行った場合には必ず議事録を作成し、保管するようにしてください。

### 3 作成期間と交付金の返還

集落戦略については、中間年（令和4年度）までを目途に作成し、協定期間中（令和6年度まで）に作成を完了する必要があります。期間中に作成できなかった場合には、全ての協定農用地に対する交付金の体制整備単価分（2割部分）を協定認定年度に遡って返還していただくことになります。

### 4 達成状況の確認

集落戦略に記載した内容について、目標等が達成されたかどうかについて確認を行う可能性がある旨農林水産省より示唆されています。詳細については検討中であるとのことですので、農林水産省より通達があり次第ご報告させていただきます。

さしあたって、記載内容について無理のない達成の見込みのある内容とするようにしてください。

## 第5期中山間地域等直接支払制度 加算措置について

### 1 加算措置とは

基礎単価や体制整備単価に関する活動に加えて、地域農業の維持・発展に資する一定の取り組みを行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。詳細は以下のとおりです。

### 2 各種の加算措置について

#### ① 棚田地域振興活動加算

棚田地域振興法によって指定された棚田地域において、その振興を図る取り組みを行う場合に加算される。(事前に棚田地域振興法による指定等が必要。)

A 対象協定 体制整備単価の集落協定

B 対象農地 棚田地域振興法による「認定棚田地域振興活動計画」の中で「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地

C 単価 10,000円/10a

D 上限額 なし

E 目標 以下の3点のそれぞれ1つ以上合計3つ以上の目標を設定し取り組みを行う。

I 棚田等の保全に関する目標

(例：法面の補修，耕作道や進入路の安全対策の実施等)

II 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標

(例：農産物の供給の促進，伝統文化の継承等)

III 棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標

(例：棚田を観光資源とした地域振興等)

F その他 ③集落協定広域化加算以外の加算措置との重複不可

#### ② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地の保全等の取り組みを行う場合に加算される。

A 対象協定 集落協定，個別協定

B 対象農地 田であれば1/10以上，畑であれば20度以上の農地

C 単価 6,000円/10a

D 上限額 なし

E 目標 以下の2点についてそれぞれ目標を設定し取り組みを行う。

I 超急傾斜農地の保全

(例：法面の補修，耕作道や進入路の安全対策の実施等)

II 超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等

(例：農産物のブランド化や戦略的な販売に向けた取組等)

#### ③ 集落協定広域化加算



他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取り組みを行う場合に加算される。

- A 対象協定 体制整備単価の集落協定
- B 対象農地 集落協定のすべての農用地
- C 単価 3,000 円/10a
- D 上限額 200 万円/年度
- E 目標 I 取り組み期間が単年の場合  
主導的な役割を担う人材を確保し、集落協定の体制を強化すること  
II 取り組み期間が複数年である場合  
主導的な役割を担う人材を確保し、広域化した集落協定として達成する農業生産活動を継続するための、定量的な目標を設定し取り組みを行う。
- F その他 対象農用地面積が、含める前の協定の農用地面積を下回る場合適用されない。

④ 集落機能強化加算

新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取り組みを行う場合に加算される。

- A 対象協定 体制整備単価の集落協定
- B 対象農地 集落協定のすべての農用地
- C 単価 3,000 円/10a
- D 上限額 200 万円/年度
- E 目標 地域の実態に応じて、外部人材の確保、移住促進、地域づくりなどの団体の設立  
集落機能を強化するために行う集落内外の組織との連携体制の構築等を例として、定量的な目標を設定し取り組みを行う。  
(例：インターンシップの受け入れ、コミュニティサロンの開設等)

⑤ 生産性向上加算

農産物の生産性の向上を図る取り組みを行う場合に加算される。

- A 対象協定 体制整備単価の集落協定
- B 対象農地 集落協定のすべての農用地
- C 単価 3,000 円/10a
- D 上限額 200 万円/年度
- E 目標 地域の実態に応じて、生産効率の向上、管理・営農の省力化、高付加価値型農業の実践、地場産農作物等の加工・販売等を例として、定量的な目標を設定し、取り組みを行う。  
(例：農産物のブランド化、先進機器の導入による農作業の省力化等)

### 3 加算措置に関する留意点について

- ① 複数の加算措置を活用する場合、加算措置ごとに異なる取り組みと目標を設定する必要があります。同一の取り組みや目標で複数の加算措置を受けることはできません。
- ② 超急傾斜農地保全加算以外の加算措置を活用する場合、その目標は具体的な数値に基づいた定量的なものである必要があります。

(例：年間3名以上のインターンシップを受け入れる等)

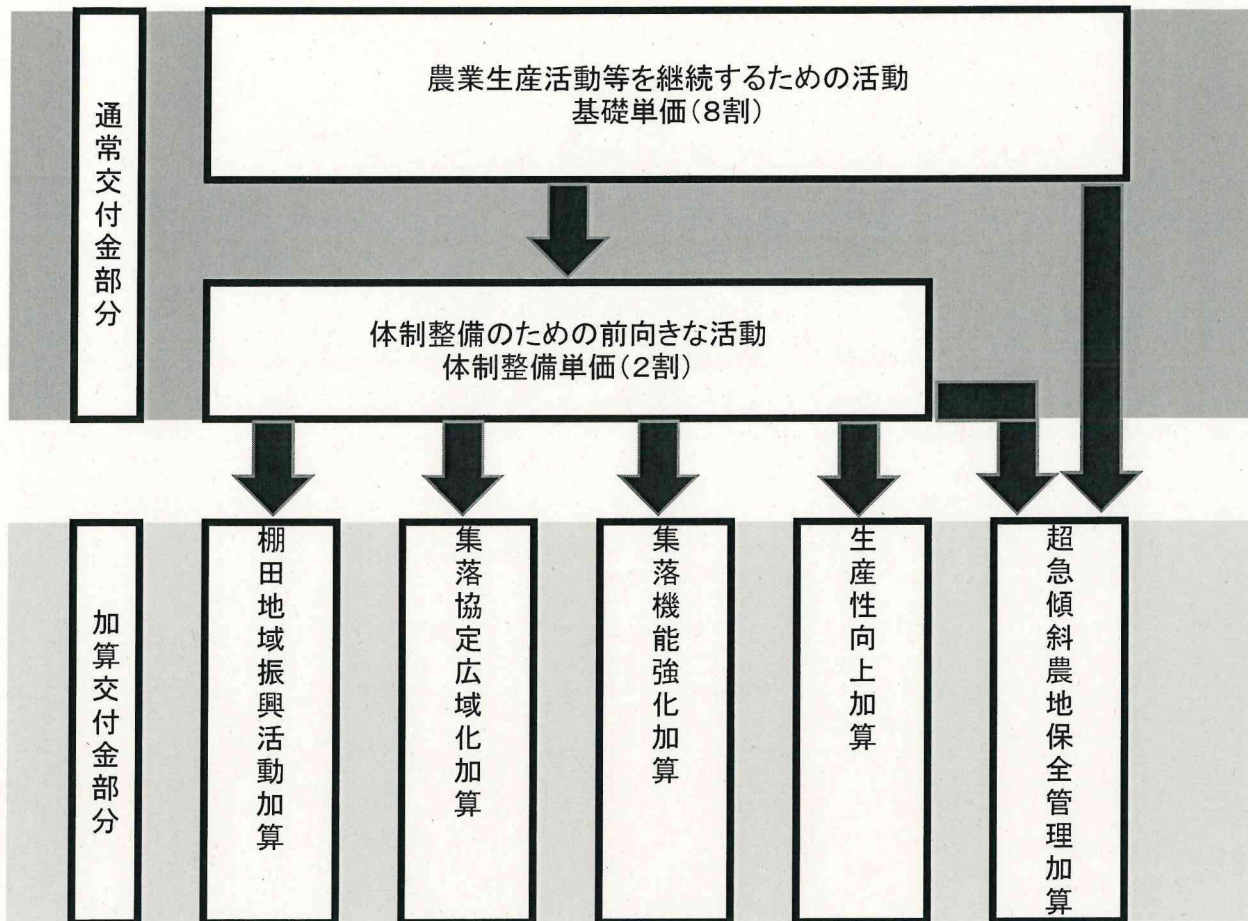
- ③ 複数の加算を活用する場合、上乗せする加算の単価は定められた単価から1,000円/10aを減額されます。

(例：超急傾斜農地保全加算と生産性向上加算を同一の農地で活用する場合加算されるのは6,000円/10a+3,000円/10aから1,000円/10aを減額した8,000円/10aとなる。)

- ④ 加算を受けるためには、原則として体制整備単価の集落協定である必要がありますが、超急傾斜農地保全加算に限り、基礎単価の集落協定及び個別協定でも活用が可能です。



中山間地域等直接支払交付金 加算措置等の概要



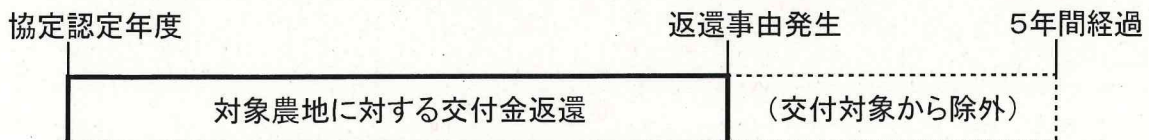
※「超急傾斜農地保全管理加算」以外の加算措置については「体制整備のための前向きな活動」に取り組んでいない場合、措置を受けることができません。  
 ※個別協定は「超急傾斜農地保全管理加算」のみが対象となります。

中山間地域等直接支払交付金 返還について

5年間の協定期間中に農業生産活動等が行われなくなった場合には、原則として協定の認定年度に遡って、当該農用地についての交付金を返還していただくことになります。

対象は耕作や維持管理等の農業生産活動等が行われなくなった農用地のみとなりますが、多面的機能を増進する活動等の協定全体に関わる活動が行われなかった場合等の場合、協定農用地の全てが対象となります。

なお、場合によっては返還が免除される場合や、遡及しての返還ではなく当該年度以降の交付金の対象としない対応になる場合もあります。返還事由が発生した場合には、速やかに農林水産課に対して申し出てください。



## 第5期中山間地域等直接支払制度における活動上の注意点について

### 1 交付金受取口座について

交付金の支給を受ける口座については、交付金の収支計算の都合上利子の発生しない口座としてください。「当座預金」等金融機関によって名称は異なりますが、必ず利子が発生せず、純粋に交付金とその用途に関する金銭の出納のみが確認できる状態としてください。

### 2 対象農地について

対象農地については、原則5年間継続して農業生産活動を行うこととされています。農業者の死亡、高齢又は病気などのやむを得ない理由により、農業生産活動ができなくなったときには、交付金の返還が免除となります。(ただし、当該年度以降の交付金は対象になりません。)

上記以外の理由(転用等など)により農業生産活動ができなくなったときには、交付金の遡及返還対象となります。

転用の見込み等がある農地については、あらかじめ対象農地に含めないようにご検討ください。

### 3 交付金の用途について

交付金の用途については、活動計画書等に定めることで地域の実情に応じて幅広い用途に使用することができます。ただし、あくまでこの交付金の目的は農業生産活動の維持であるため、用途についてその目的に合致するように努めてください。例えば、協定活動時の弁当代としての用途は認められますが、必要以上に高価な支出とならないようにしてください。また、総会や視察等にあわせた酒宴等への支出は認められません。

もし判断がつかないことがありましたら支出前に農林水産課へお問い合わせください。

### 4 交付金の支払いの整理について

中山間地域等直接支払制度においては、毎年交付金が適正に使用されているか確認するために、交付金の収支報告書の提出が義務付けられています。交付金を支払った場合には、相手が個人であったとしても必ず領収書を徴収し、交付金が適正に支払われたことがわかる根拠となる資料を残すようにしてください。

また、交付金の受取前に立替払いを行った場合には、立替払いを行った内容がわかる領収書等の資料と、その立替払いについて精算したことがわかる領収書等の資料を残すようにしてください。